

就学奨励費の通学費（付添人経費を含む）について

【付添人経費の支給される場合】

付添人経費は、小学部1学年から3学年までの児童、小学部4学年から高等部までの肢体不自由又は重度・重複障害の児童・生徒が通学する場合の付添のみが原則対象となります。ただし、学校長が個々の児童・生徒の状況を考慮し、常時付添を要すると判断、もしくは要請した場合は、対象となります。

【自家用車利用の場合】

- ① 自家用車での送迎を行う場合は、学校長の承認がある場合を除いて利用距離に応じた本人分の通学費のみ支給されます。
- ② 有効期限内の車検証の写しを提出してください。職場体験学習交通費を請求する場合は再度提出してください。
- ③ 令和5年1月4日より車検証が電子化されています。電子化された車検証には車検の有効期間が表示されていないので、電子車検証になっている自家用車を利用する場合は発行時や更新時に発行される「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。

【公共交通機関利用の場合】

- ① JR・西鉄バス・筑豊電鉄電車・北九州市営バス・北九州モノレールなどの公共交通機関をご利用の場合は、定期券、ICカード、特バス、福祉優待乗車証の利用をお願いします。療育手帳や障害者手帳をお持ちの場合には付添人も含めて割引運賃が適用される場合もありますので、各交通機関の窓口でお尋ねください。
- ② 西鉄バスと筑鉄電車を乗り継いで利用される場合に西鉄バス・筑鉄電車連絡定期券やICカードを利用して乗車すると乗り継ぎ割引が適用されます。
- ③ 得バスや定期券を使って通学する場合、定期券等の利用有効期間内の出席すべき日数によっては支給される通学費が購入代金を下回ることがあります。就学奨励費で支給される通学費は定期券等の日額（定期券等の購入代金÷定期券有効期間中の出席すべき日数）と現金等で実際にかかる割引運賃の日額を比較して低廉な金額となります。

【例】

日	月	火	水	木	金	土
2/26	27	28	3/1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

◆JRと筑鉄を利用

定期券の有効期間が2/26～3/25の出席すべき日数は17日で、JRの割引往復運賃220円区間と筑鉄割引往復運賃260円区間を利用

10日が学校行事（卒業式）でお休み

13日が風邪により欠席

21日が祝日（春分の日）で休校

24日～春休み

JR定期 3,680円 ÷ 17日 = **216.47円** < 220円

筑鉄定期 6,340円 ÷ 17日 = 372.94円 > **260円**

JRは定期券代を支給

筑鉄は割引往復運賃×出席した日数(16日)を支給

出席すべき日数は、長期休業日、土曜・日曜・祝日、現場実習期間、その他学校行事で事前に学校に登校しないことがわかっている日を除いた日数となりますので、定期券等の購入の際にはご注意ください。（台風や積雪等で臨時に休校になった日は除外されません。）

- ④ 放課後ディサービス等を利用されている場合は片道分の割引運賃の日額で比較します。
- ⑤ 本人・付添人の定期券等を購入した場合には必ずコピーを提出してください。

【自家用車と公共交通機関を併用の場合】

高等部の生徒でバス停や駅まで自家用車での送迎を行う場合は、利用距離に応じた本人分の通学費のみ支給され付添人経費は支給されません。